

意匠を知ろう・意匠権を活用しよう

◆日時：令和2年 12 月 11 日(金) 14:00～17:00

デザインの側面から創作物を保護する意匠については、ハードルが高そう/よく分からない/事業における意匠の活用の仕方が分からない等という声を耳にします。本セミナーでは、意匠法の保護対象となる意匠の定義についてまず説明し、意匠に期待される効果、令和元年意匠法の大改正の概要について分かりやすく説明いたします。また、実際に意匠権を活用されている企業の知財担当者を招き、意匠の活用事例をお話しいたします。

★講師は、

謝 博超 先生 (特許業務法人謝国際特許商標事務所代表弁理士)

齊藤 浩二 先生 (株式会社アシックス 知的財産部 部長)

嶋田 太郎 先生 (株式会社OSPホールディングス 知財法務課 課長 弁理士) です。

講師プロフィール：

謝 博超 先生

(特許業務法人謝国際特許商標事務所代表弁理士)

大手特許事務所で商標および意匠業務を担当後、2019年に現事務所に入所。大学及びベンチャー並びに中小企業の知財支援等に従事。大阪工業大学の弁理士受験会における意匠法および不正競争防止法の講師を担当。

齊藤 浩二 先生

(株式会社アシックス 知的財産部 部長)

2015年10月より現職。社内啓発・発明発掘・権利化・訴訟・契約・譲渡などの国内外知的財産関連実務を研鑽、また、知的財産としてのブランド資産にフォーカスし、ブランド保護・戦略実務に携わる。新規事業プロジェクトなどへの早期知的財産介入を呼びかけ、知的財産リスクヘッジにも取り組む。

嶋田 太郎 先生

(株式会社OSPホールディングス 知財法務課 課長 弁理士)

2010年、大阪シーリング印刷㈱に勤務し、知財業務を担当する。2017年、親会社の㈱OSPホールディングスに移籍し、知財法務課を立ち上げる。グループ全社の知財と法務を統括し、知財業務としては、権利化、権利管理、ライセンス交渉・契約、知財戦略などの全般に携わる。

◆会場

クリエイション・コア東大阪
南館3階 研修室BC

(東大阪市荒本北 1-4-1)

近鉄けいはんな線「荒本駅」下車 5分

◆定員 35名

◆申込 「インターネット」または「FAX」

※インターネットは、MOBIOホームページにアクセスしてください

※FAXは下記申込書に記載してください

◆お問合せ

ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)

(担当:山崎・吉本)TEL:06(6748)1052

参加申込書 (FAX06-6748-1062) ※お一人ずつお申し込みください。切り取らずそのままFAXして下さい。

参加者氏名		企業名 部署・役職	
電話番号		FAX番号	
e-Mail			
住所	〒		

※本セミナー参加申込にかかる個人情報は、主催者間で共有するとともに、当日の受付・連絡、本セミナーの目的及び今後の調査並びに各種セミナー情報の提供のために使用し、他の目的には使用しません。(※MOBIOは大阪府・(公財)大阪産業局・(株)コンベンションリンケージの3者で運営しています。)

★★★ 新型コロナ感染予防にご協力をお願いします ★★★

・受講時にはマスクを着用ください。 ・会場入口にて手指消毒のうえご入場ください。

・当日発熱など体調がすぐれない場合は、受講をお控えください。 ・「大阪コロナ追跡システム」をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止又は延期となる場合があります。あらかじめご了承ください。